

議案第 77 号

あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴う、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の一部改正により、生産緑地地区の区域の規模を条例により定めることが可能となったことから、あきる野市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めるため、規定を整備する必要がある。

あきる野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、あきる野市における生産緑地地区を定めることができる区域の規模について定めるものとする。

（規模）

第 2 条 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模は、300 平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。